

# かめだ

平成12年(2000)

# 4/1

No.688

◆編集 亀田町役場企画課 〒950-0195 新潟県中蒲原郡亀田町泉町3丁目4番5号 ☎(025)381-2111 FAX(025)381-7090



新成人“誓いのことば”

中学校時代の恩師



二十歳 人生の区切りと人はいう  
二十歳 時に流されず  
生きていってほしい  
大人の一步を踏みだした  
きみたちよ

## “再会の喜び” 笑顔がまぶしい 新成人の祝い

3月20日町民会館において、308人が出席(対象者：男性251人、女性204人)して第51回亀田町成人式が行われ、亀田太鼓クラブ演奏によるオープニングセレモニーに大きな拍手が沸きました。来賓の阿部學雄町長や本園良雄議長、そして中学校時代の恩師が新成人に大きな期待を込めて激励の言葉を贈り、校歌を熱唱された先生もいました。

新成人を代表して、村上勇介さんと福間章子さんが「産み、育ててくれた両親に感謝し、仲間たちを大切にしながら、新時代に向けて正しいと信じる道を一步一步進んでいきたい。」と誓いのことばを述べました。

実行委員による「成人のつどい」終了後も、久しぶりに再会した級友と携帯電話の番号を教え合ったり、記念写真を撮ったりして、別れを惜しんでいました。

### ◆ おもな内容

平成12年度施政方針	2
ごみの自己搬入方法が変わりました	7
介護保険について	8
下水道供用開始	10
太陽光発電の補助を開始します	12
一時保育・休日保育をスタート	13
「新亀田八景」写真コンテスト	15
狂犬病予防集合注射の日程	16
アスパークの教室案内	18
生涯学習だより	20
4月の保健・衛生行事	22
住民の動き	24

# 平成12年度 施政方針と重点施策

町議会3月議会で、阿部學雄町長が施政方針演説を行い、平成12年度の事業内容と予算の概要について説明しました。その中から施政方針および重点施策（一部省略）を掲載します。



阿部學雄町長

## 施政方針

我が国は、少子・高齢社会への対応、経済的困難の克服、変動する国際社会への対応など多くの課題に直面しており、様々な分野において構造的な変革を迫られています。

地方行政の分野では、地方公共団体の自己決定権を高めることにより、地方公共団体が地域の総合的な行政主体として、自らの個性や創意工夫を活かしつつ、21世紀に向け活力ある豊かな地域社会づくりに進めていく必要があります。そうした中で、地方財政は11年度末の借入金残高が176兆円にのぼるなど極めて厳しい財政状況であり、その健全化を図ることが緊急の課題となっており、自ら徹底した行政改革に取り組みなど、歳出の抑制に徹する一方で、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めながら、地域経済の再生、

介護保険の実施など少子・高齢社会への対応、環境の保全、自主的な主体的な地域づくり等の政策課題に積極的に対応することが求められております。

平成12年度の予算編成にあたりましては、このような極めて厳しい財政状況、中長期的な財政構造改革の必要性を踏まえ、引き続き、簡素で効率的な行政システムを確立するため、今まで以上の行政改革を推進するとともに、歳出の重点化を図り、財政体質の健全化に努める所存です。

各種施策につきましては、優先順位の選択を行いながら、社会情勢の変化に即応した財政需要に対応しては、財源の重点的、効率的配分を行ったところであります。

このため、平成12年度予算は、町税が減収となる厳しい状況ではありますが、社会資本の充実に重

点を置くなかで、雨水対策の下水道事業として美女池雨水幹線管渠の整備、亀田駅東側地区の整備としまして、継続事業の町道112号線くらしの道づくり事業、亀田駅周辺地区整備の事業化に向けた街なか再生事業計画案作成委託事業、継続して行っています町道480号線改良整備の推進を図っているところであります。

また、スポーツ振興と健康の維持・増進を目指し、かわね公園グランド改修整備事業、アスパークテニスコートのナイター設備設置事業、屋内ゲートボール場新設事業等、関連予算措置を行いました。福祉対策といたしましては、特に少子・高齢化社会への対応から老朽施設であります亀田及び亀田西児童クラブの新築整備を図ります。

4月1日からスタートいたします。

介護保険事業につきましては法的介護給付は当然のこと、介護保険対象外の方の救済を配慮し予算措置を行ったところであります。

また、高齢者の就業機会の拡大と福祉の増進を図る目的から設立されました亀田町シルバー人材センターは、4月1日からの事業開始に向け準備を進めているところでありますが、この事業推進に財政支援の補助金を計上いたしました。

以上概要を申し上げましたが、町税の増額が見込めない等、本年も厳しい財政事情となっております。しかし、町民各位の要望を全て予算措置することができませんでしたが、しかし可能な限り事業の拡大に努力し、生活の安定と福祉の向上に調和のとれた予算配分を行ったところであります。

## 重点施策

### 1 生活環境の整備

#### (1) 道路橋梁等の整備

県道では、早通地内の道路改良事業、旭・五月町地内の歩道整備事業、本町地内の側溝改善事業等の工事負担金1200万円を計上し、県道の整備推進を図ります。

また、道路改良・側溝・舗装・排水路改修工事費で5億円を計上し、雨水対策をはじめ生活環境の整備推進に努めます。

その内、主なものは、継続事業で進めている町道480号線道路改良事業で1億2250万円、町道160号線交通安全事業で550万円を計上し、幹線町道の整備推進を図ります。

#### (2) 都市計画事業の促進

JR亀田駅は広域的公共交通機関として町の顔であり、この亀田駅を橋上駅舎化し、東西自由通路を設置して駅の東西地区と一体的な面的整備を行うため、まちづくりを積極的に進める考えです。

駅東地区については、前年度に

引き続き、道路環境整備を推進するため、くらしの道づくり事業として駅東口駅前広場新設工事費3570万円を計上したものです。

駅東地区は第4回線引き見直しで市街化区域に編入されますので、地権者による土地区画整理事業を実施するため、事業計画書作成業務委託料を計上しました。

駅西地区については、前年度に引き続き事業化を図るため、街なか再生事業設計業務委託料を計上し、合わせて東西地区を結ぶための亀田駅橋上化基本設計業務委託料を計上し、駅周辺地区の一体的整備に努めるものです。

#### (3) 公園整備事業

亀田公園・街区公園等の維持管理委託料、かわね公園グラウンド改修、各公園の遊具設置等の工事費を計上し、町民のスポーツや、憩いの場としての整備を図ります。

### 2 社会福祉の充実

#### (1) 高齢者、障害者等福祉の充実

急速な少子・高齢化、核家族化

の進展などに伴い、町民の福祉に対するニーズは増大・多様化しています。

こうした福祉ニーズに適切に対応するため、平成11年度において介護保険事業計画の策定に併せて保健福祉計画を全面見直ししました。

今後とも安定的かつ効率的に福祉サービスが提供され、町民の皆様が安心して生活できるよう福祉施策の充実に向け、更に努力する所存です。

本年度は介護保険制度導入の初年度であり、制度を円滑に実施するため、介護保険対象外の高齢虚弱者対策について、一般施策として特に配慮しました。

これら介護保険対象外者の介護サービス費として、ホームヘルプ事業1029万6千円、デイサービス事業608万4千円、ショートステイ事業1008万9千円を計上しました。

また、地域福祉を促進する観点から、住民参加による福祉のまちづくりとして、在宅福祉支援サービス事業を開始いたします。住民相互の助け合いの精神で行われる有償ボランティア活動であり、206万4千円を計上し、社会福祉協議会に事業委託します。

本年度もノーマライゼーションの実現に向けた施策の推進を図る所存です。

社会福祉法人中東福祉会が新津市・五泉市にそれぞれ建設中の知的障害者更生施設「満日の里」、「第一いずみの里」が今月竣工し、12年度には当町から待機者等11人が入所します。これにより、当町の知的障害者施設入所待機者は、皆無となります。

次に、近年さまざまな分野で女性の社会進出が進み、女性と男性が共にいきいきと活躍できる「男女共同参画社会」の確立が望まれています。

この「男女が共にあゆむ社会づくり」を推進するために、女性プランの策定、講演会やセミナーの開催、全国的な女性会議参加に對しての財政支援等208万1千円を予算計上しました。

#### (2) 児童福祉の充実

本年度は少子化が急速に進行する中で、子供を生み育てやすい環境づくりという観点から保育事業、放課後児童健全育成事業等の推進に努めます。

家庭のあり方や子育てを行う男女の働き方がより多様化していく中で、利用者がそれぞれの生活や働き方にあったサービスを選択できるように努めます。

さらに、なお一層のサービスの充実に努めたいと思っております。

本年度からの新規事業として、多様なニーズに応える保育サービスとして、日曜日・祝日に保育を実施する「休日保育」を開始します。

また、幼稚園児や在宅児も含めた子育て支援策として、子どもデイサービスといわれる「一時保育」も併せて実施します。

施設整備においては、老朽化が進んでいる第一保育園の大規模改修工事として、3815万7千円を計上しました。

放課後児童健全育成事業の児童クラブについても、施設の老朽化が甚だしく施設整備に着手します。

亀田児童クラブ新築工事2000万円、亀田西児童クラブ新築工事4113万9千円を計上しましたが、少子化対策基金から2800万円を取り崩し、充当するものです。

また、道路交通法の一部が改正され、本年4月1日から自動車の運転者が6歳未満の乳幼児を乗車させて運転する場合は、チャイルドシートの着用が義務づけられます。このため、少子化社会を迎え、子育て支援の一環として、前年度に引き続きチャイルドシート購入費補助金240万円を計上し、チャ

\*ノーマライゼーション：障害をもつ方と健常者が共生できる社会

イルドシートの普及促進、乳幼児の死傷事故防止に努めてまいります。

### 3 保健衛生と保健活動の充実

#### (1) 住民の健康づくりの推進

年に一回は自分自身の健康チェックがきちんとできるよう、受けやすい健診、健診結果が自分の健康増進に生かせるよう工夫し、健康相談・健康教育の充実に努めます。

がん検診は、肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がんについて実施し、受診者も増加しております。がん死亡を減らすために、精密検診対象者が100%受診し、早期発見、治療に結びつくことを目指します。

母子の健康につきましては、育児を母親一人が背負っている孤独感、不安感を和らげ支援していくために、母親学級（父親参加可）や新生児訪問指導、あそびの広場、乳幼児健診、育児相談等の母子事業を通してきめ細かな相談と仲間づくりを努めます。

また妊婦、乳幼児への医療費助成により経済的負担の軽減を図ります。予防接種につきましては、今年度から麻疹を個別接種とします。

その他の予防接種は集団接種が原則ですが、病気や特異体質等、事情のある場合は、広域予防接種委託契約（個別接種）で対応します。障害があっても、社会参加しなから住み慣れた町で暮らしていただくための支援として、精神障害者の社会復帰施設への助成をします。

特に今年度、町内に開所する通所作業所「ほっとホームどじょう子」が精神障害者のよりどころとなるよう支援します。

#### (2) 環境衛生と清掃事業の推進

地球環境保全、資源確保の観点からのごみ量抑制、資源の推進を基本とした地域社会づくりに取り組んでまいります。当町でも公衆衛生協会や各種団体と連携を図り推進してまいります。

ごみ処理手数料は、平成7年度一般廃棄物の車両1台1,400円から6000円に改正して今年度5年を経過いたしました。この間、人件費、諸経費の値上げに伴い、処理原価も年々増加してその負担も増加しています。亀田焼却場の構成市町の間で十分検討し、ごみ処理手数料を現行10kg60円から90円（50%増）に値上げをお願いすることとし、現行搬入車両の最大積載量ごとに料金を定めていましたが、積載量に応じた

料金（従量制）をお願いすることとしました。また、舞平し尿処理施設については、建設以来25年以上が経過し、老朽化が進んでいるため、本年度建設をすることとなっています。

#### (3) 環境保全対策

地球温暖化対策の一環として、限りある化石燃料からの脱却を目指す、地球にやさしい町づくりを進め、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、財団法人新エネルギー財団（NEF）が実施する住宅用太陽光発電導入基盤整備事業の助成を前提に上乗せ補助を行い、住民の環境保全意識の高揚に寄与するため150万円を計上し、エネルギー問題に取り組んでまいりたいと存じます。

### 4 産業の振興

#### (1) 農業の振興

昨年制定された「食料・農業・農村基本法」では、国内の農業生産の増大と、自給率の向上をうたっています。最近の農業を取り巻く情勢は、担い手の減少・高齢化の進行・コマ消費の減少などから適正水準を上回る状況にあり、水田農業の安定経営をはかるため、

水田農業経営確立対策など極めて厳しい状況に直面しています。米については、高品質・良食味大きく期待される中で、農業経営の体質強化・生産コストの低減等の対策を進めなければなりません。

この対策を進める一環として近代化施設の活用、共同利用機械導入事業、新潟地区なし広域選果場施設事業、水稲・果樹病害虫防除事業等の要望に応えていきます。

水田農業経営確立対策（減反）の円滑な実施を図るため稲作経営安定対策、団地化転作に助成し、農家負担の軽減と目標面積達成に努めます。

その他協議会や組合に補助・助成し、側面からの支援と農業特別融資預託金2200万円を計上し、金融機関はこの5倍の協調融資を行い、農業経営の安定をはかる所存です。農業経営も極めて難しいときであります。農業振興のために一層の努力をいたす所存です。

#### (2) 商工業の振興

昨今の経済情勢を見ますとき、長引く経済の低迷も政府の度重なる経済対策・景気刺激策などにより、緩やかな改善が着実に見え始めました。しかし、依然として個人消費、設備投資は足踏み状態に

あり、民間需要の回復力が弱く完全失業率は高水準で推移している厳しい状況にあります。このような状況を踏まえ、法人亀田町シルバー人材センター事業に870万円、町中小商工業特別融資預託金に9000万円を計上しました。さらに、産業界育成資金に1億4100万円、商工業に5000万円計上し、金融機関等に2億8100万円を預託し、資金需要に応え、金融機関と協議の上金融支援を実施してまいります。

地場産業振興対策では、商工会議所に300万円、中小企業指導事業に1200万円、商店街活性化対策に1200万円などを交付し、各団体機関等の指導育成を強化し、商工業の振興に役立てていただくよう努めてまいります。

#### (3) 雇用対策

極めて厳しい雇用失業情勢を踏まえ、臨時応急の措置として、自治体の創意工夫による緊急に対応すべき事業を実施し、雇用・就業機会の創出を図るため、前年度に引き続き緊急地域雇用特別交付金事業として、都市情報システム構築業務委託料2200万円を計上いたしました。上水道管理システムの構築に努めてまいります。

### 5 教育環境の改善と生涯学習

#### 生涯スポーツの振興

#### (1) 教育環境の整備

本年度はいきいきスクール・ステップアップ推進事業が終了した早通小学校、亀田東小学校と亀田中学校が、亀田小学校・亀田西中学校に統合してチャレンジ21推進事業の指定を受けます。これらはいきいきスクール関係事業に要する事業費747万円を計上しました。施設整備として、早通小学校・亀田東小学校のコンピュータ教室改造工事、亀田小学校グラウンド改修工事、亀田西小学校体育館外壁補修工事などで教育環境の充実に努めます。

#### (2) 生涯学習の推進

生涯学習は、人々が自己の充実感や生活向上のため、自発的意志に基づき、自己に適した手段・方法で生涯を通して行う学習活動です。よって、学習者の立場に立ち、講座や各種事業の運営の方法や、学習内容の改善・工夫を図り、人々が主体的活動へ展開できますよう支援してまいります。

また、亀田町の景観に目を向け、平成11年度に選定した「新亀田八

景」の理解を深め、後世に末永く残すため「新亀田八景」の写真を募集します。

公民館の正面玄関に風除室を設置し、また、駐輪場の増設工事を行い、施設整備を図ります。

#### (3) 青少年海外研修の振興

青少年が若い感性で異文化を体験し、日本の文化・伝統を見つめ直し、国際性を身につけ、21世紀の亀田町を担う人材の育成を図るために、前年度に引き続き中学生を派遣対象とした青少年海外派遣研修事業費150万円と国際交流協会の活動費30万円を亀田国際交流協会（KIND）に補助するため、補助金180万円を計上し、支援に努めてまいります。

#### (4) 生涯スポーツの振興

町民の生涯スポーツ推進の拠点施設としての、総合体育施設（アスパーク亀田）を中心に事業内容の充実を図り、各種教室の開催などにより多くの住民から日常生活の中にスポーツを取り入れていただき、継続して利用するよう、ソフト面でのサービス提供に努めてまいりたいと考えています。また、体育協会や種目別単位団体の行う地域スポーツ大会などの活動を支援してまいります。

なお、今年度はテニスコート夜間照明施設工事に1400万円、町民グラウンド内に屋根付きゲートボール場建設に9289万2千円を計上しました。

### 6 消防体制の充実強化

近年の災害態様は、都市化の進展、生活様式の多様化などにより、一層複雑・大規模化する傾向を強めるとともに、予想し難い災害の発生危険を増大させているのが現状であります。

今年度はこのような災害時に対応し、傷病者の救護等迅速に対応すべく消防機動力の強化を図るため、エアータンクの整備費に454万円、自主防災組織育成のため、防火教室及び救命講習時に活用するビデオプロジェクトの整備費に107万円をそれぞれ計上させていただきました。

また、経済の高度成長、技術革新に伴い、災害の規模も多種多様化しており、その知識及び技術を専門的に習得させ、指導者としての資質向上を図り、今後予想される各種災害活動に対応しうる人材を養成するため、県消防学校幹部課程及び安全運転中央研修所への派遣を予定しています。

### 国民健康保険事業について

平成12年度から介護保険法の施行によりまして、国保財政は会計自体は一つであるものの、医療保険分と介護保険分に分かれることとなります。介護保険法の円滑な実施を図るため、医療保険税と介護保険税が一体として徴収されることとなりました。

当町においては、景気の低迷により、本年も保険収入の伸びは見込めません。一方医療費の伸び率が減少しておりますので医療費の軽減に努力し、諸費節減に努めてまいります。

### 介護保険事業について

平成9年12月に介護保険法が成立し、以来施行準備を進めてきた介護保険制度が、本年度からスタートします。

急速な高齢化の進展、寝たきりや痴呆の高齢者の急増、家族の介護機能の変化などから、高齢者介護問題は老後の最大の不安要因となっております。介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づき、社会全体で介護を支えるシステムをつくり、利用者の選択により保健・医療・福

祉にわたる介護サービスが総合的に利用できるようにしようとするものです。

保険給付費として、居宅サービス給付費3億2978万2千円、施設サービス給付費6億181万6千円を計上しました。保険料については、平成12年度から平成14年度までの3年間にわたる中期財政運営期間の収支を推計し算定した結果、基準月額2851円となります。

なお、本年度は制度を円滑に実施するための特別対策を実施するため、4月から9月までの保険料は全額免除、10月以降は本来の保険料の半額を徴収いたします。

### 下水道事業について

平成12年度の公共下水道事業につきましては、前年度の継続事業として西部第1分區（荻曾根2・4・5丁目）と新たに南部分區（曙町3・4丁目地内）の汚水管整備を図ります。

そして、特定環境保全公共下水道事業につきましても、早通分區（早通地内）の整備を図ります。また、今年度から浸水対策として美女池雨水幹線管渠の整備も進めてまいります。



3月定例会

# 平成12年度予算案を可決

町議会は3月7日に開会し、阿部町長が平成12年度の施政方針演説を行い、一般質問では13議員が質疑に立ちました。議案審議では、介護保険条例の制定など36議案を可決し、23日に閉会しました。

一般会計予算は、88億958万3千円で、前年比0.1%増となりました。予算の内訳等については、5月1日号の広報でお知らせする予定です。

## 可決議案

- 亀田町介護保険円滑導入基金条例の制定について
- 平成11年度亀田町一般会計補正予算(第6号)について
- 平成11年度亀田町一般会計補正予算(第2号)について
- 平成11年度亀田町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 特別会計補正予算(第3号)について
- 平成11年度亀田町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 平成11年度亀田町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について

- 平成11年度亀田町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 亀田町地域振興券交付事業特別会計条例を廃止する条例について
- 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 亀田町交通安全条例の制定について
- 亀田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 亀田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 亀田町国民健康保険給付準備基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 平成11年度亀田町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 亀田町地域振興券交付事業特別会計条例を廃止する条例について
- 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 亀田町交通安全条例の制定について
- 亀田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 亀田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 亀田町国民健康保険給付準備基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について

## 町政報告

〈一部抜粋して掲載します〉

- ◆チャイルドシート購入費助成事業について…道路交通法の一部が改正され、平成12年4月1日から自動車の運転者が6歳未満の乳幼児を乗車させて運転する場合は、チャイルドシートの着用が義務づけられます。このため、チャイルドシートの普及促進、乳幼児の死傷事故防止を図る目的から、購入費の3分の1(限度額1万円)補助制度を行っていますが、2月15日現在では76件の交付申請があり、43万5,300円の補助金額となっています。
- ◆保育園の申込み状況について…平成12年度町立保育園および私立保育園の入園申込みを受け付けていますが、町立保育園私立保育園合せた定員895人に対し、入園申込み児童数は792人で充足率は88.4%であります。昨年同期に比べ36人(4.0%)の増加となっています。
- ◆介護保険に係る認定申請と認定状況について…昨年10月から認定申請を受け付けていますが、本年1月末現在385人の申請がありましたが、20人の取下げがあり365人の申請を受理いたしました。1月末現在の審査会による認定者数は、224人で、認定割合は61.4%となっています。介護度別状況は、自立：5人(2.2%)、要支援：20人(8.9%)、要介護1：41人(18.3%)、要介護2：43人(19.2%)、要介護3：31人(13.8%)、要介護4：38人(17.0%)、要介護5：46人(20.5%)となっています。

- 亀田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 亀田町介護保険条例の制定について
- 亀田町介護給付費準備基金条例の制定について
- 亀田町デイサービスセンター設置条例の全部を改正する条例について
- 亀田町ホームヘルプサービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例について
- 亀田町立保育所条例の制定について
- 亀田町一時保育事業に関する条例の制定について
- 亀田町休日保育事業に関する条例の制定について
- 亀田町児童クラブ条例の制定について
- 亀田町精神障害者医療費助成に関する条例の全部を改正する条例について
- 亀田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 亀田町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 採択された請願
- 農業者年金制度改正に関する請願書
- 不況打開・深刻な雇用状況の改善のための総合的な施策の充実をもとめる請願書
- 亀田町条例の左横書き及び用字等の統一に関する措置条例の制定について
- 亀田町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて(渡辺 彌一氏)
- 平成12年度亀田町土地取得事業特別会計予算について
- 平成12年度亀田町老人保健特別会計予算について
- 平成12年度亀田町下水道事業特別会計予算について
- 平成12年度亀田町一般会計予算について
- 平成12年度亀田町一般会計予算について

## ゴミの自己搬入方法が変わりました

家庭などで一度に大量のごみを処理する場合は、処理券によりごみを自己搬入していただいていたのですが、このたびそのごみの自己搬入方法が変わります。

今までの手数料は、平成7年4月に改定され現在に至っています。その後の経済社会情勢の変化、物価の変動、廃棄物の高度処理化などにより、廃棄物処理施設の整備・運営に要する費用が年々増加してきました。また、地球環境の保全と資源の有効活用のため、自己搬入ごみについても、ごみの減量化、資源化を図る必要があることから、ごみ処理手数料は、ごみの量に応じた額(従量制)に変更させていただくこととなりました。それに伴い、搬入の方法や手数料の納入の方法も変わりますので、お知らせします。

1 実施時期 平成12年4月3日(月)から

2 手数料改定の内容

改定前		改定後
搬入車両の最大積載量別(1台について)		搬入ごみの従量別
1t未満		10kgまでごとに 90円
1t以上 1.5t未満	3,000円	
1.5t以上 2t未満	6,000円	
2t以上 2.5t未満	9,000円	
2.5t以上 3t未満	12,000円	
3t以上 3.5t未満	15,000円	
3.5t以上 4t未満	18,000円	
4t以上 5t未満	21,000円	
5t以上	24,000円	
6,000円×最大積載量(t)		

3 ごみの自己搬入方法

- ①ごみを燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみの3つに分ける。
- ②亀田町一般廃棄物処理場で、分別ができていないか確認してもらう。
- ③亀田焼却場でごみを計量してもらい、量に応じた手数料を現金納入する。

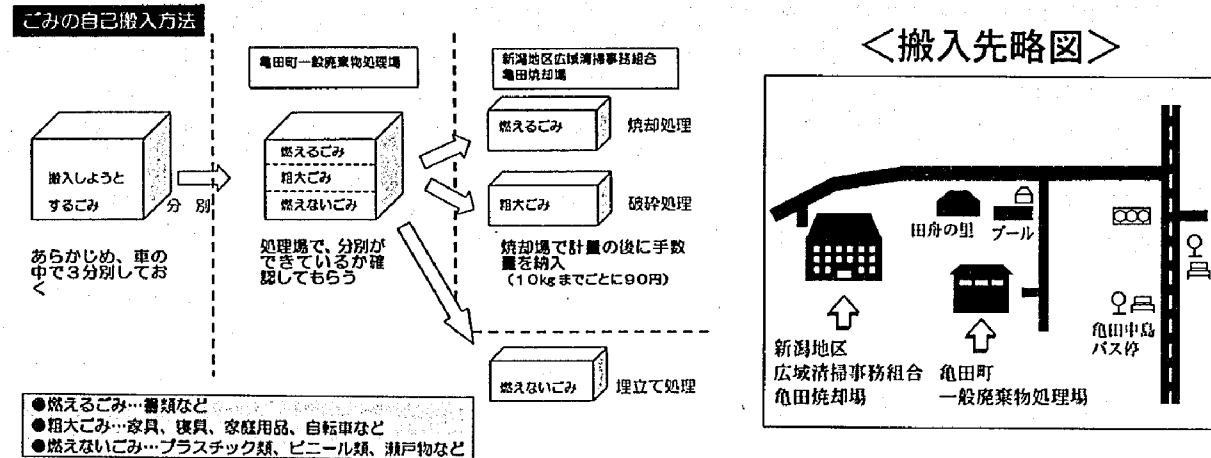
4 手数料納入方法(役場の窓口での手続きは必要なくなりました)

亀田焼却場でごみの計量後に現金で納入。  
※今までの廃棄物処理券制度は廃止。

5 搬入時間(現行どおり)

午前9時~11時、午後1時~3時

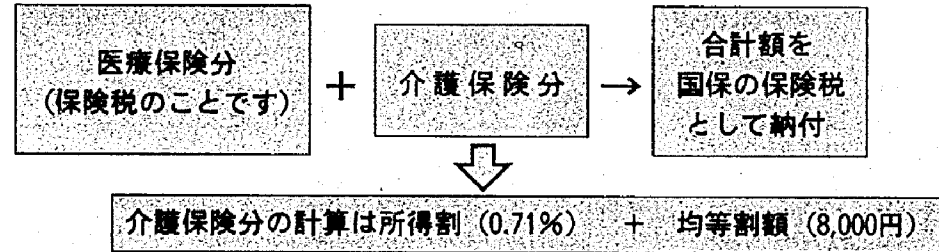
※今までどおり土曜・日曜および祝日は搬入できません。(年末年始は、広報等でお知らせします)



# 国民健康保険と介護保険料のしくみ

(第2号保険料)

- ◆ 国保に加入する40歳以上65歳未満(第2号被保険者)の方はすべて介護保険に加入し、医療保険分に介護保険分をあわせた国保の保険税を納めていただくことになります。



※ 賦課限度額は70,000円です。

## 問. 介護保険分をあわせた国保の保険税の計算は何月分から?

- ▶ 平成12年4月にすでに40歳以上65歳未満の方は、4月からの計算になります。
- ▶ 平成12年4月以降に40歳になる方は、40歳の誕生日になる月(1日が誕生日の方はその前月)分からの計算になります。  
(例) 8月1日に40歳の誕生日を迎える方 → 7月分から  
8月2日に40歳の誕生日を迎える方 → 8月分から

## 問. 年度の途中で65歳になる方の介護保険料は?

- ▶ 年度当初に、65歳になる月の前月(誕生日が1日の方はその前々月)までの介護保険分の額を計算した分と、医療保険分をあわせた額の納付書(保険税)を、年度内(3期分~6期分)に納めます。  
しかし、年度の途中で65歳(第1号被保険者)になった方は、別に新しい介護保険料として納付書(65歳になった月分から計算された額)が発行されますので、当初、保険税として発行された納付書と一緒に納めることになります。

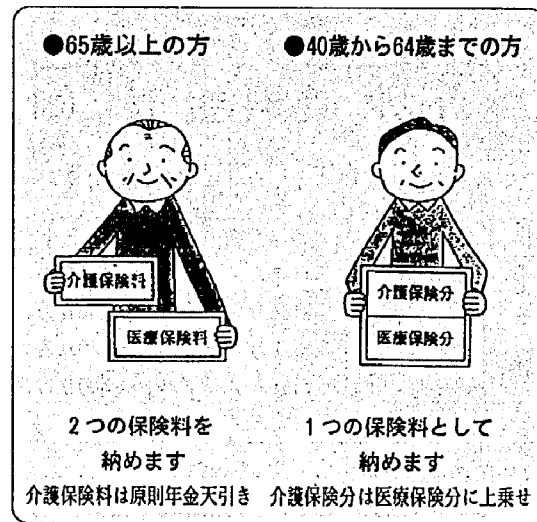
## ◆40歳以上65歳未満の方も特定疾病に限り介護サービスが受けられます

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気(※特定疾病)により、介護や日常生活の支援が必要となった時には、福祉課に申請をして認定されましたら、介護保険のサービスを利用できます。

### ※ 特定疾病

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- シャイ・ドレーガー症候群
- 初老期における痴呆
- 早老症
- 糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- パーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性間接リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

## <保険料の納め方>



# 第1号保険料が決まりました

# 介護保険

65歳以上の方が対象となります第1号保険料は、亀田町介護保険事業計画策定委員会での審議を経て、3月議会で可決・決定しました。

**基準額は年額34,212円(月額2,851円)です。**

この保険料は、3年間の介護保険給付費見込額から決めたもので、平成12年4月から平成15年3月までの3年間は変わらない予定です。

## ●保険料の算定の流れおよび算定方法

- ① 3年間の介護保険事業に要する費用の額の見込み(約32億4,231万2千円)
- ② 介護保険事業に要する費用の額の見込額のうち、第1号被保険者の保険料により収納することが必要な費用の額の算定(約5億8,880万5千円)
- ③ ②の第1号被保険者の保険料により収納することが必要な額を第1号被保険者数で割ります。
- ④ 基準額が算定されます。

## ●保険料の算定基準表

(月額基準額2,851円)

所得段階	対象となる方	計算方法	保険料年額
第1段階	老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	基準額×0.5	17,106円
第2段階	世帯全員が町民税非課税	基準額×0.75	25,659円
第3段階	本人が町民税非課税	基準額	34,212円
第4段階	本人が町民税課税で所得金額が250万円未満の方	基準額×1.25	42,765円
第5段階	本人が町民税課税で所得金額が250万円以上の方	基準額×1.5	51,318円

## ●保険料の徴収と納入について

第1号被保険者保険料の徴収は、特別措置を講じることになり、

- ① 「平成12年4月から9月までは徴収しない」
- ② 「平成12年10月から平成13年9月までは基準となる金額の半額を徴収する」こととします。

保険料の納期は、6期(4月、6月、8月、10月、12月、2月)で、1期2カ月分ずつを納めていただくことになります。

年金が月額15,000円以上の方は2カ月ごとに支給される年金から天引きとなり、それ以外の方は、納付書や口座振替により町に直接納めることになります。

## ●平成12年度における納期

第1期	平成12年10月
第2期	平成12年12月
第3期	平成13年2月

# 下水道供用開始

3月30日から荻曾根・船戸山・元町・四ツ興野・早苗・早通・長瀧の各一部地域で

荻曾根1〜5丁目、船戸山3・5丁目、早苗1丁目、元町4丁目、四ツ興野2〜5丁目、中早通、長瀧の各一部の地域では、皆さんのご協力により工事が進み、3月30日から下水道が使用できることになりました。なお、平成11年末で下水道普及率は79.1%となり、新潟県下で9位になる見込みです。

## 3年以内に水洗トイレに改造を

供用開始が公示されると、各家庭内の台所や風呂場、水洗便所などの排水を公共汚水ますに接続するまでの排水設備（私設下水道）を速やかに造るよう法律で義務づけられています。くみ取り便所の場合は公示されてから3年以内に水洗トイレに改造しなければなりません。また、浄化槽による水洗トイレを使用している場合でも、速やかに下水道へ切り替えてください。

## 工事の申し込みは町指定工事店へ

宅地内の排水設備工事は各家庭の負担になります。工事費は家屋の状態により異なりますが、標準的には、くみ取り便所のご家庭は約60万円くらいになります。

- ① 処理区域内の建築物の所有者、または改造工事について当該建築物および土地の所有者の同意を得た方
- ② 町税および下水道受益者負担金を滞納していない方
- ③ 貸付を受けた資金の返済能力を有する方
- ④ 連帯保証人1名を付すことができれば方（原則として保証人は町内在住者とします）

## 改造工事には融資制度が便利

■融資額：工事1件につき100万円までです。  
■融資あっせん条件

- ① 処理区域内の建築物の所有者、または改造工事について当該建築物および土地の所有者の同意を得た方
- ② 町税および下水道受益者負担金を滞納していない方
- ③ 貸付を受けた資金の返済能力を有する方
- ④ 連帯保証人1名を付すことができれば方（原則として保証人は町内在住者とします）

## 下水道使用料

下水道が使えるようになると、その地域（処理区域）の使用料の方々から下水道使用料を頂くこととなります。下水道使用料はこのように使われます。下水道使用料は皆さんが汚水を流すことによって、管渠・ポンプ場・処理場を使用するために、その維持

も負担していただくことになり、税負担の公平を欠くこととなります。そこで下水道建設費の一部を下水道整備によって利益を受ける方達に負担していただき、より一層の整備促進をしようというのが都市計画法に基づく受益者負担金の制度です。

## 下水道料金表（1ヵ月分）

※基本料金、超過料金の合計に消費税を加算。

一般汚水	基本料金 10立法メートルまで 900円	超過料金（1立方メートルにつき）	
		11立方メートル～20立方メートル	21立方メートル～30立方メートル
		100円	110円
		120円	130円
		140円	

### 【使用料金の計算方法】

使用料金は、水道および井戸水の使用量を汚水量とみなして計算します。

例えば…

●汚水量が25立方メートルだった場合  
基本料金 900円 + 超過料金 1,550円（100円×10 + 110円×5）  
= 2,450円 + 消費税 122円 = 2,572円になります。

管理費として使われます。○汚水の量をどう計る？  
下水道条例によって水道を使っているときは、水道の使用水量を汚水の量とみなします。  
井戸水を使っている場合は、汚水量を計測するため、計測装置を取り付けていただくこととなります。（クーラー用・消雪用井戸水は除く）  
基本料金は900円とし、汚水量が10m<sup>3</sup>を越えた分は超過料金を頂きます。使用料金には基本料金と超過料金の合計に5%の消費税がかかります。  
○散水用の水は？  
育苗ハウス、洗車、池など、下水道に流れ込まない汚水が月々多量にある方は、水道メーターを別にする方法もあります。ただし、新規に水道メーターを付けることで加入金や工事費がかかりますし、毎月の基本料金も加算されます。

# 受益者負担金の負担をお願いします

写真提供：社団法人日本下水道協会

住み良い町づくりをめざして行っている公共下水道事業も、すでに第4期事業および特定環境保全公共下水道事業（特環事業）が着々と進められています。元町4丁目、荻曾根2・4・5丁目の区域内に土地を所有する皆さんには、5月から下水道事業受益者負担金の負担をお願いすることになりました。

## 受益者負担金とは

下水道の整備には、非常に多額の費用を必要とします。この費用は国からの補助金、起債、町費が使われています。

下水道の場合は、限られた区域の方だけが利益を受けることになり、建設費を全町から徴収された町税だけでまかなうことになり、利益を受けない方に

## 受益者となる方

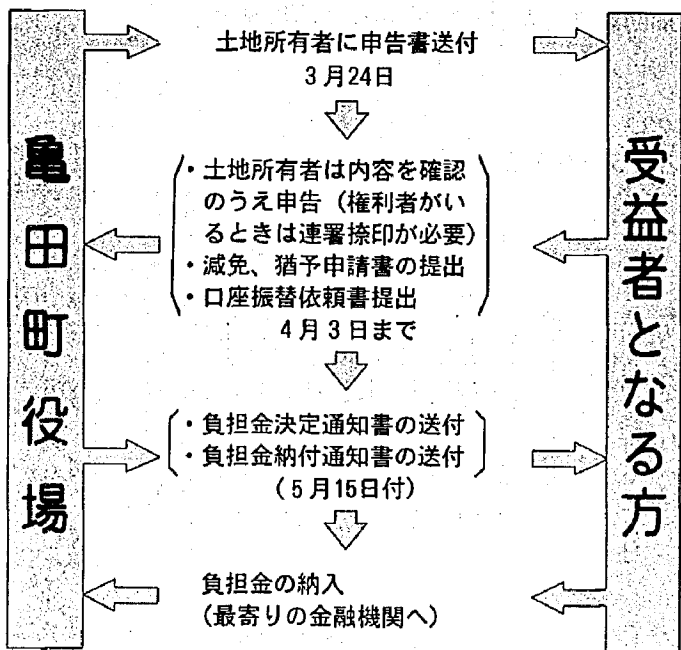
賦課対象区域内の土地所有者には受益者申告書を送付します。申告書の内容を

納入方法は一括納入がお得です。受益者負担金の納入方法は、全額を5年に分割し、

確認し必要事項を記入捺印のうえ提出してください。減免・徴収猶予の措置があります。区域内の所有地が公共の目的に使われている場合や農地等については、減免や猶予の措置がありますので申告の際、申請書を提出してください。

さらに1年分を4期（5月・8月・11月・2月）に分け、合計20回で納めていただきます。また、2年度分以上をまとめて納入すると前納報奨金と一括納付報奨金が交付されます。とくに、金額を初年度の第1期で一括納入した場合、納付額に対して約8%の報奨金が交付されます。

## 申告から納入までの手続き



## 受益者負担金の納期

（平成12年度）			
1期	2期	3期	4期
5月16日 ～ 5月31日	8月16日 ～ 8月31日	11月16日 ～ 11月30日	2月16日 ～ 2月28日





4月から一時保育を始める町内保育園 (撮影: 袋津保育園)

町内の町立・私立保育園では、4月から子育て支援事業の一環として、一時保育・休日保育を実施します。それぞれの事業内容は次のとおりです。

# 4月から子育て支援事業 一時保育・休日保育をスタート

## 一時保育

在宅で育児を行っている保護者が、断続的な就労または傷病等により保育が困難になったとき、保育園において一時的、緊急的に児童の保育を行います。

### 1 対象児童

亀田町に居住する就学前児童であって、疾病その他の理由により集団保育が困難でない児童。

### 2 事業を実施する保育園

▼全町立(5カ所)、私立認可保育園(5カ所)で実施します。  
※ただし、希望する保育園が、申し込み時において入所定員を超える等、受け入れができない場合、他の保育園に入所していただくことがあります。

### 3 保育日数

保護者が、一時保育を必要とする理由(表参照)により、保育日数を定めます。

### 4 保育時間

各保育園の保育時間内

(表)

一時保育を必要とする理由	保育日数
保護者の就労等により、週3日程度家庭における保育が困難となる場合	週 3日以内
保護者の傷病、出産、介護および冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由により、家庭における保育が困難となる場合	月 14日以内
保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的理由により、一時的に保育を必要とする場合	必要に応じた日数

※申請書は、役場福祉課および各

### 5 利用手続

町立保育園を利用しようとする保護者は、役場福祉課に、私立認可保育園を利用しようとする保護者は、直接希望する私立認可保育園に、利用しようとする日の10日前まで(緊急の場合を除く)に申請書を提出してください。

### 6 利用料

入所児童1人当たり

月額1,800円(給食費含む)

## 休日保育

保護者が、日曜日・祝日及び年末年始(1月1日を除く)において就労等の都合により、家庭での保育が困難になったとき、保育園において保育を行います。

### 1 対象児童

亀田町に居住する就学前児童であって、疾病その他の理由により集団保育が困難でない児童。

### 2 事業を実施する保育園

▼かめだなかの保育園  
(所在地: 亀田町砂岡5丁目)  
☎382-5833

### 3 保育時間

午前7時30分から午後6時30分まで

### 4 利用手続

申請書を役場福祉課に、利用しようとする10日前までに提出してください。申請書は役場福祉課およびかめだなかの保育園にあります。

### 5 利用料

入所児童1人当たり

月額1,500円(昼食持参)

問い合わせ先: 役場福祉課

☎381-2111 内線144



太陽光発電システムを設置した住宅

## 住宅用太陽光発電システム 設置に補助を開始します

太陽光発電は化石エネルギーの有限性を考えた場合、無尽蔵な自然エネルギー・石油代替エネルギーとして、積極的に取り組んでいかなければならない新エネルギーシステムです。現在国では、(財)新エネルギー財団(NEF)を通して、太陽光発電システムを設置する方に対して助成を行っています。

そこで人と地球にやさしい町づくりを目指す亀田町においても、太陽光エネルギーを利用する町民の皆さんを支援するため、(財)新エネルギー財団(NEF)の補助を受けて住宅用太陽光発電システムを設置する方に対して、予算の範囲内で補助を行います。

### ●太陽光発電システムって?

太陽光発電システムとは、太陽がある限り太陽の光エネルギーを電気エネルギーに変換するもので、いわば『屋根上の発電所』のようなものです。

雨天などで発電量が不足した時は従来通り電力会社より供給され、逆に昼間の発電量が使用量を上回った場合は、余った電気を電力会社に買いとってもらう経済的なシステムです。

### ●雪国新潟でも大丈夫?

亀田町は国内でも日照量の多い岡山県における年間発電量の約88%の発電が可能で、夏期では岡山県での発電量をも上回っています。それにより、冷房等により最も電力を使うピーク時の太陽光発電が期待されています。

### ●補助の内容

自ら居住する町内の住宅に、平成12年4月1日以降、(財)新エネルギー財団(NEF)より補助を受けて、太陽光発電システムを設置した方を対象とします。(新エネルギー財団への補助申請は申請者本人となります)

なお、補助要件として、法定耐用年数15年間の設置、稼働義務があります。補助額は太陽光発電モジュール1kw当たり10万円で、補助最高額30万円とします。(出力3kwを超えるシステムを設置した場合でも、補助対象最大出力は3kwまでとします)

### ●お問い合わせ

亀田町役場 企画課 ☎381-2111 内線 232  
(財)新エネルギー財団太陽光発電部 ☎03-5275-9823

\*モジュール…太陽電池が集まったパネルのようなもの



## 4月1日〜7日は 春の火災予防運動

空気が乾燥し風の強い日が多く、火災が発生しやすい時期です。火の元には十分注意してください。

◎電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。  
◎ストーブには、燃えやすいものを近づけない。

### 火の用心 7つのポイント

- ◎家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- ◎寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- ◎天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- ◎風の強いときは、たき火をしない。
- ◎子どもには、マッチやライターで遊ばせない。

巡回広報  
サイレン吹鳴を実施  
運動期間中、毎日午後8時〜9時の間、消防団が消防車で巡回広報をします。また9時にはサイレン(30秒)を鳴らします。ガスの元栓など、火の元を点検してからおやすみください。

問い合わせ: 消防署  
☎381-2327



新潟県春の火災予防運動  
4月1日〜4月7日

消防庁 全国消防長会 日本消防研究普及協会 協賛 新潟県消防協会



撮影例：「亀田公園の四季」から

# 「新亀田八景」

## 写真コンテスト

あなたの心、そして未来に残したいと思う作品を募集します

### 「新亀田八景」が決定

亀田町の自然、亀田らしい景観に目を向けようと、平成11年度に「新亀田八景」を募集し、左記の八景が選定されました。

- ▽「水道タンクの朝焼け」
- ▽「アスパークの夕照」
- ▽「三・九の市のにぎわい」
- ▽「梅の里通りの薫風」
- ▽「福祉ゾーンのふれあい」
- ▽「砂崩砂丘の残月」
- ▽「亀田公園の四季」
- ▽「梨園の春光」

平成12年度は「新亀田八景」をより皆さんに理解していただこうと、「新亀田八景」の写真を町内・町外在住者を問わず広く募集します。

前記の八つの風景・景観から、お気に入りの場所の写真を撮って

### 駅舎と駅東西地域の整備をめざし 駅舎等建設検討委員会がスタート

3月14日役場において、「第1回亀田駅橋上駅舎等建設検討委員会」が開催されました。

この委員会は、当町の21世紀を展望した都市づくりを推進するため、亀田駅の東西地域の一体的整備と併行して駅舎の橋上化等を検討し、建設実現を図ることを目的に設置されました。

委員は、国・県・新潟市・横越町・JR新潟支社の担当者や県身体障害者連合会の本田佐敏会長、長岡技術科学大学の松本昌二教授の12人で構成され、委員長に松本教授を選任しました。

議事に入ると亀田駅周辺整備の取り組み状況や駅橋上化基本計画についての説明がありました。いよいよ駅舎建設等に向けた審議がスタートしました。

### レンズでキャッチ



レンズでキャッチ

### 卒業おめでとうございます!

3月10日、中学校の卒業式が行われました。今年も亀中・西中合わせて386人が晴れて卒業。それぞれの思い出を胸に、新たな道へと旅立っていきました。

今年も亀中の卒業式にお邪魔しました。式の間は緊張気味の生徒たちでしたが、教室に戻ってからはホッとしたりと、友達同士で写真を撮りあうなどして学校での最後の時を過ごしました。

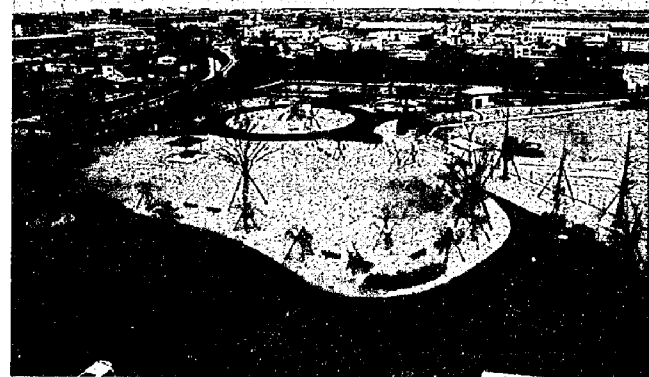
その後、玄関前で在校生や先生、保護者が卒業生を見送りました。在校生は部活の先輩などに花や手紙、色紙などを「お世話になりました」と笑顔で、でも思わず涙を流しながら渡す子もたくさんいました。そんな別れを惜しむ在校生や卒業を喜ぶ先生、保護者らから大きな拍手を浴び、卒業生はすがすがしい笑顔で、たくさんの思い出が刻まれた校舎を後にしました。



### 4月から供用開始 亀田焼却場の野球場・公園

旧亀田焼却場の跡地整備事業として進められていた野球場、公園が完成し、公園は4月1日から供用開始となりました。芝生広場やコンビネーション遊具、公衆トイレ（身障者用あり）が整備され、通年利用可能で無料です。また、野球場（両翼86m・中堅110m）も、4月23日に供用開始予定です。バックネット、1・3塁のダッグアウトが整備されていますが、ナイター照明はありません。なお、外野部分を中心にサッカーグラウンドとしても利用可能。グラウンド外周には、460mのジョギングコースを用意しました。野球場の利用も無料ですが、事前の申し込みが必要です。申し込み・問い合わせは、亀田焼却場附属野球場・公園管理事務所まで。

☎382-1566（4月1日から受付）



レンズでキャッチ

### 応募要項

- 題 材：「新亀田八景」のテーマに沿った景観写真
- 作品規格：写真は四つ切りカラー1写真で、未発表のものに限り、額装は不要で一人何点でも応募できます。
- 出品料：無料です。
- 応募締切：平成13年3月15日
- 発 表：平成13年3月下旬
- 応募者に直接郵便で通知するほか、広報で発表します。
- 表 彰
  - ・新八景大賞：8点
  - ・賞状・副賞（3万円相当）
  - ・奨励賞：8点
  - ・賞状・副賞（2万円相当）
  - ・佳作：8点
  - ・賞状・副賞（1万円相当）
- 参加賞：亀田八景はがき
- 作品取扱：応募のあったすべての著作権・著作権および所有権は主催者に帰属します。
- 応募方法：出品票に住所・氏名・電話番号・撮影月日・撮影カメラ・ひとことコメント（120字程度）を記入し、作品の裏（右下隅）に貼ってください。
- 注意事項：▽作品の輸送にあたる

みませんか。

つては、折れ目を付けた丸めなないように、包装には十分に注意してください。

▽規格外サイズでの応募については、審査対象としません。

▽輸送中の事故、破損については一切その責任を負いません。

● 作品展：郷土資料館等で応募作品すべてを展示し、無料で一般公開します。

● 作品の返却：応募作品は返却しません。（郷土資料館で永久保存します。）

● 申し込み・問い合わせ

▽亀田町教育委員会・生涯学習課

（亀田町泉町3-4-15）

☎381-2111 内線261

▽亀田町郷土資料館

（亀田町新明町1-2-13）

☎382-11157

### お知らせ 写真展「亀田の原風景を訪ねて」

「20世紀に残った風景・21世紀に残したい風景」

- 撮影者 JPS日本写真家協会会員 渡辺 関 靖 氏
- 開催日 4月1日(土)～9日(日)
- 会 場 イベント・ギャラリー商店館（本町通り・阿部カメラ店前）

### レンズでキャッチ



### 交通事故と犯罪の動向

= 1月の発生件数 =

町で発生した交通事故

事故件数 19件  
(今年累計 39件、前比 +10件)

死者数 0人  
(今年累計 0人、前比 ± 0人)

傷者数 24人  
(今年累計 49人、前比 +12人)

新入学等で子どもの行動範囲が広くなり、交通事故が多発する時期です。横断歩道の渡り方などは親が手本を示し、具体的に教えましょう。ドライバーも安全運転を心がけてください。

町で発生した犯罪件数

犯罪総数 25件

凶悪犯(殺人、強盗、放火等) 0件

粗暴犯(暴行、暴言、脅迫等) 0件

窃盗犯(乗り物盗、侵入盗等) 20件

知能犯(詐欺等) 4件

その他(住居侵入等) 1件

今月は、詐欺事件が4件と多発しました。うますぎるもうけ話には落とし穴があります。一人で決めずに家族や知人に相談し、断るときは、はっきりと「いりません」と言きましょう。

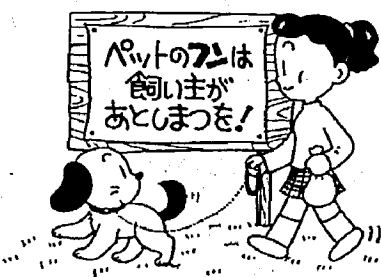
### 狂犬病予防集合注射

飼い主の皆さん、忘れないで!

あなたの愛犬を 狂犬病から守りましょう!

### 集合注射の日程と会場

実施日	会場	時間
4/17 (月)	早通神明会館前	9:30~10:30
	農協市場前(旭3丁目)	10:50~11:40
	郷土資料館脇(新明町1丁目)	13:10~14:00
4/18 (火)	五月町集会场前	9:30~10:10
	東区民会館前	10:40~11:40
	町民会館前	13:10~14:30
4/19 (水)	第一中島・大月会館前	9:30~10:10
	城山会館前	10:40~11:30
	新栄信用組合稲葉支店前(泉町3丁目)	13:10~14:00 14:30~15:30



4月に町内10カ所で、平成12年度狂犬病予防集合注射を行います。登録済みの方にはお知らせはがきを郵送します。裏面の犬の健康状態の問診について記入し、当日必ずお持ちください。新しく犬を飼い始めた方は日程をご覧のうえ、直接会場へお越しください。

#### 《持参するもの》

- 登録済みの方  
▽手数料(1頭につき) 3,100円(注射) はがき
- 新しく犬を飼い始めた方(生後91日以上)  
▽手数料(1頭につき) 6,100円
- ▽印鑑 (登録と注射)

#### 《注意事項》

- ◎当日は、犬を押さえられる方が連れてきてください。飼い主が押さえられない場合は、注射をしません。
- ◎体調が悪い犬は、事前に獣医師に相談してください。

### シルバー人材センター会員募集中!

4月1日に事業をスタートさせた(株)亀田町シルバー人材センターでは、会員を募集しています。現役を引退後もまだまだ健康で働く意欲のある高齢者(おおむね60歳以上)の皆さん、あなたの知識と経験を生かして働いてみませんか。駐車場管理、家事手伝いなど、希望する職種を人材センターに登録してください。

同センターは、家庭、企業、公共団体等からの仕事を有償で引き受け、これを会員に提供し、報酬(配分金)を支払う仕組みとなっています。長期間の仕事ばかりでなく、臨時的、短期間の仕事でも受け付けていますので、お気軽に同センター事務局へお問い合わせください。



▶(株)亀田町シルバー人材センター事務局  
(町民会館1階(旧第4会議室))  
☎383-1000・FAX383-1013  
※毎週日・月曜日および祝祭日は休業日です。

自衛隊幹部候補生を募集しています

- ◎飼い主が死んでいたり、行方不明の場合は、役場保健課(☎381-2111)にご連絡ください。
- ◎集合注射の日程で受けられない場合は、はがきを持って動物病院で受けてください。
- ◎フンの始末用(ちり紙、ビニール袋)を持参してください。
- ◎問い合わせ: 役場保健課 ☎381-2111 内線155
- ◎問い合わせ: 自衛隊新潟募集案内所 ☎246-1881
- ▽候補生の種類
- ▽一般・技術幹部候補生
- ▽歯科幹部候補生
- ▽薬剤科幹部候補生
- 受付期間: 4月10日(月)~5月12日(金)
- 1次試験: 5月27日(日) 28日(日)
- 問い合わせ: 自衛隊新潟募集案内所 ☎246-1881

### 俳句

#### レインボー俳句クラブ

(五十音順)

軍平の葦を春日の慈しむ  
高橋 向山

斯く降ると思わざりけり春の雪  
荒井 十三

歳月の面輪かわらぬ享保維  
荒木 まさ

紅梅や八十路にもある艶話  
石沢 石松

老の腰騙し休ませ耕しぬ  
遠藤 春一

雪折の竹に阻まれ廻りみち  
小川 要作

石佛の緋衣吹きし淫繁西風  
小野 ヨシ

ばっと日の射して障子の春めきし  
加藤 八恵

子供等の声が踏んでる薄水  
亀山 なほ

梅香る縁に荷を解く葉売り  
後藤 ひで

ガラスごし寒き座敷の寒椿  
齊藤 はる

風花や湯気立ち上るまんじゅうや  
齊藤 正樹

年金でワープロ求め夫の春  
佐藤 ミチ

雪猛威入学試験とどませる  
清水千映子

恋猫の足跡雪に残しけり



### 短歌

#### 公民館短歌クラブ

木蓮の数多の蕾角ぐみて風花の舞ふ空を指しをり  
本間あみ子

雛の日の晴れたる屋を一人居て久しく会はぬ娘を思ひをり  
平山 トミ

寒梅の香れる部屋に天神様飾り今宵は幼待ちをり  
堀 和子

眠らぬままに覚めていて部屋内の三つの時計の脈計りおり  
鈴木八千代

早春の菓子舗に飾れる桜餅ももいろ愛しみ家苞になす  
丸山 義雄

強風に取られし帽子追いつき追いつきさまに足で押さえる  
土屋フミ子

特買の玉子購ふそのみに悪びれのあり菓子も買ひたり  
佐藤ハルエ

ポーポーと焼いも屋来る夜の路地へ寒さも何の子は走りゆく  
片桐 令子

湯の街の饅頭やの湯気巻き込みて地吹雪街を走り行くなり  
齊藤 ハル

ストロブにゆっくりと煮るとこ煮や小豆粥みな亡き母の味  
岩淵 サチ

ロンドンで雪割草の展示会ゴールドメダルを日本が戴く  
村山 イク

雪晴れの間合ひを蒲団陽に干しぬ明日退院の夫迎へむと  
鍋井 悦子

劇場の出口へ共に歩みつつ見知らぬ人の何か親しき  
小林 清子

雪解けの木下に摘みしを踏味噌に作りておれば著く煮れり  
岩瀬 房枝

校則を破りて寄りし喫茶店そのときめきを未だ忘れじ  
栗田ひとみ

枯れ果てて何の風情もなき庭にキューイに付けし札の揺れいる  
熊倉恵美子

風強く今日は寒いと集金屋鼻の頭を赤くして来ぬ  
高橋 ヒロ

風邪引きて籠りて居たる単調を竿竹屋の声破りて通りぬ  
川口喜美恵

老婆は髪を毛染めて若返る淡雪降れば枯れ木も活き活き  
佐藤 満雄

夕迫り釣具背にして帰る人送るかに鳴く湖の鴨  
小形 正男

入りたる毛糸屋の店に一鉢の寒ばたんの花匂ひていたり  
佐藤千代子

平成12年度  
総合体育館

# I 期教室予定表

教室名	期間	内容
いきいき健康教室 (8回)	5月9日～6月27日 毎週火曜日 13:30～15:00	楽しみながら、軽運動やニュースポーツを行う教室。
親子レクリエーション 教室 (通年)	4月24日～7月24日(1期募集分) 毎月第4日曜日 10:00～11:00	親子でできる体操や、用具・遊具を使っての運動や遊びを行う教室。
初心者・初級者 卓球教室 (10回)	5月12日～7月14日 毎週金曜日 10:00～12:00	初めてラケットを握る方、ちょっと自信がない方を対象とした、基本的なラケット操作を行うクラス。
中級者・上級者 卓球教室 (10回)	5月12日～7月14日 毎週金曜日 13:30～15:00	基本的な動作ができ、さらに上達を目指す方を対象に練習を行うクラス。
ソフト エアロビクス教室 (8回)	5月11日～7月6日 (6月15日除く) 毎週木曜日 13:30～14:45	ローインパクト(跳びはねない)動作中心の、足腰への負担が少ないエアロビクスのクラス。
初心者・初級者 エアロビクス教室 (8回)	5月12日～6月30日 毎週金曜日 19:30～20:45	初めて行う方、ちょっと自信のない方を対象とした、エアロビクスの導入クラス。
中級者 エアロビクス教室 (8回)	5月11日～6月29日 毎週木曜日 19:30～20:45	少し慣れてきて体力がついてきた方を対象とした、エアロビクスのクラス。

※各教室の利用料は1回ごとの料金です。

※都合により予定は変更することがあります。あらかじめご了承ください。

〒950-0144

亀田町大字茅野山1857-1

亀田町総合体育館内 各教室係

☎381-1222

### ◆申し込み・問い合わせ

定員・対象	料金 【該当定期】	持ち物	申し込み方法
なし 40歳以上の方	参加費 無料 利用料 200円 【全施設・アリーナ】	運動のできる服装 室内運動靴 タオル	・初回13時から受付
なし 幼児と保護者	参加費 無料 利用料 200円(保護者のみ) 【全施設・アリーナ】	運動のできる服装 室内靴 タオル	・各回とも当日の午前9時45分から受付
各 40人 15歳以上の方 (中学生不可)	参加費(各コース) 2,000円 利用料 200円 【全施設・アリーナ】	運動のできる服装 室内運動靴 タオル ラケット 参加券はがき	・往復はがき(必ずどちらか選択し、コース名を記入)で申し込み ・電話での申し込み不可 ・定員を超えた場合責任抽選 ・4月9日(日)当日消印有効
各 200人 15歳以上の方 (中学生不可)	参加費(各コース) 2,000円 利用料 200円 【全施設・アリーナ・トレーニングルーム】	運動のできる服装 室内運動靴 タオル	・直接来館して申し込み ・電話での申し込み不可 ・入金をもって受付 ・定員になり次第締め切り ・代理受付可

## 会員募集中!

### 陶芸クラブ

- ◆活動日(どちらか選択)  
①毎週水曜日:午前10時～午後4時  
②第1・3土曜日、第2・4・5日曜日:午前10時～午後4時

- ◆会場:公民館
- ◆申し込み・問い合わせ:公民館または活動日に直接会場へ。

### ボーイスカウト

野外活動が大好きなボーイスカウトの子どもたちと補助員を募集しています。楽しい活動がたくさん待っていますよ!見学や体験入団も大歓迎です!

- ◆まずはお電話を:  
馬場 幸雄  
☎381-15222

### うさぎの会

0～3歳児の子どもたちとそのお母さんで作る育児サークルです。

### 《花うさぎの会》

- ◆活動日:毎週水曜日
- ◆問い合わせ:五十嵐葉子  
☎381-18418

- ◆活動日:毎週金曜日
- ◆問い合わせ:今井 美雪  
☎381-11463
- ※どちらも、活動時間は午前10時～正午、会場は公民館です。

### 菊花同好会

- ◆初心者にも丁寧に指導します。お気軽にどうぞ。
- ◆申し込み・問い合わせ:三沢 喜次郎  
☎382-15531

### 亀田R・S・G

- ◆活動内容:新体操の基本練習
- ◆対象者:幼児(4歳)～小学生
- ◆活動日(毎週)  
・土曜日:午後2時～3時30分(幼児は3時まで)

- ◆会場:亀田町総合体育館 ほか
- ◆申し込み・問い合わせ:高橋 尚子  
(幼)☎381-1222

## 第3回 ぶれ愛さくらまつり

- 開催日...4月16日(日) 午前10時～午後3時(内容によって異なります)
- 会場...新潟ふれ愛プラザ(向陽1)
- 内容...フリーマーケット、アクアエクササイズ、屋台、プール無料開放、お茶会、ゲームコーナー、コンサート
- \*フリーマーケット、アクアエクササイズは、事前に申し込みが必要です。
- 申し込み・問い合わせ  
新潟県障害者交流センター  
☎・FAX 381-8110

### 英会話講座

- 開催日:毎週金曜日
- 講師:アンジェラ太田さん

### 中国語講座 (初級・中級コース)

- 開催日:毎週水曜日
- 講師:高橋 高志さん(中国人のアシスタントの方もいます)

### 【共通事項】

- 時間:午後7時30分～9時
- 会場:公民館
- 参加費(毎月)

### 町民登山教室

- 開催日:4月16日(日)
- 場所:鏡山(1、338m・福島県)
- 募集員数:25人(先着順)
- 参加費:3,000円
- 申し込み・問い合わせ:希望者は、4月10日(日)までに次のところへお申し込みください。
- ▽酒井電化センター  
☎382-17900

### 外国語講座 受講生を募集中!

- ▽会員:2,000円
- ▽一般:2,500円
- ◆申し込み:活動日に直接会場で受け付けています。
- ◆問い合わせ:亀田国際交流協会連絡所(役場企画課)  
☎381-2111 内線232

# 入って、学んで、楽しんで 亀田町民大学が 2年目を迎えました！

◆町民大学って？

役場生涯学習課、公民館、総合体育館で行っていた各種講座・教室を3つの学部として分け、町民大学という枠でくりました。1時間受講すると1単位が認定されるシステムで、町民の皆さんの学習の成果が単位で表れます。50単位・100単位・200単位・300単位・400単位・500単位を取得すると、それぞれの単位取得に応じた「奨励証」が交付されます。昨年度は、10人の方に50単位の「奨励証」が交付されました。

## 現在募集中の講座

ジャーメイン先生の英会話講座（初級）

（10回コース）

開催日：4月18日～7月11日（4月25日、5月2日、9日を除く）の毎週火曜日  
午後7時30分～9時  
会場：公民館図書室  
定員：20人（定員を超えた場合は抽選）  
受講料：2,000円  
（テキスト代は実費）  
申し込み：4月10日（月）までに役場生涯学習課へお申し込みください。  
381-2111 内線261

古典文学セミナー

（12回コース）

開催日：4月17日、5月8日、22日、6月5日、19日、7月3日、17日、31日、8月21日、9月4日  
申し込み：4月12日（木）までに公民館へお申し込みください。  
381-2728

日、18日、10月2日の毎月曜日  
午後1時30分～3時  
会場：公民館別荘  
定員：60人（定員を超えた場合は抽選）  
受講料：2,000円、資料代500円  
申し込み：4月12日（木）までに公民館へお申し込みください。  
381-2728

レディースセミナー

（各10回コース）

開催日  
▽Aコース：4月18日から11月までの第1・3火曜日 午前9時30分～11時30分  
▽Bコース：4月20日から11月までの第1・3木曜日 午後7時～9時  
会場：公民館 ほか  
定員：各コース40人（定員を超えた場合は抽選）  
受講料：2,000円  
（材料費は実費）  
申し込み：4月12日（木）までに公民館へお申し込みください。  
381-2728

## 亀田の歴史こぼれ話 ⑥

# 亀田の20世紀 (13)

## 亀田の機業 ⑥

県道新潟―若松間の開通、亀田駅の開業によって、それまで栗ノ木川舟運にのみ依存していた交通事情は一変し、町の近代化を促した。折からの日露戦争の勃発と戦勝は、繊維の需要を旺盛なものにした。

京都等、近畿地方百十四本、東京、神奈川等関東地方百本、本亀田二十六本、新潟二十一本等と全国的広がりをみせている。脇参道には、亀田慈善会会長今井民二郎、理事田中長太郎、幹事熊倉清吉、評議員石井栄吉、田中要次郎、見田栄吉と刻まれている。

いずれも20世紀初頭の亀田町の経済を担った素封家―有力者であり、繊維、機業者の名が多い。  
（郷土資料館長）



今、亀田諏訪神社に残る玉垣三百四十七本の奇進元をみると、繊維太物問屋百五十四本と圧倒的に多く、その奇進元の範囲は大阪、

大正三（一九一四）年六月起工、翌四年に完工をみたこの玉垣造営の発起人は石本長次・熊木伝次郎・田中準次郎・渡辺幸太郎・鈴木慶松・石本清三郎・成田常作・村木芳次郎・鈴木長八・村木順吉・今井兵六・村木倉七・渡辺要蔵・中川寅作・新野幸作・大野昇平・南場清平・村木重之助・熊木慶太・曾我勘



亀田諏訪社玉垣落成記念（大正4年4月21日）

## 平成12年度

# 生涯学習事業

◆こども映写会

親子で楽しめる映画を上映します。（希望者は上映日に直接会場へ）  
▽開催日：毎月第2土曜日 午後1時30分～3時

◆わんぱく教室

レクリエーション、野外活動などを体験します。  
（5月上旬に各小学校の5・6年生全員に案内文書を配布します）  
▽開催日：6月～翌年3月（12回コース）

◆亀田まるかじり

亀田町をもっとよく知るために、いろいろな体験学習をします。（7月上旬

旬に各小学校の4～6年生全員に案内文書を配布します）  
▽開催日：8月7日～11日（5回コース）

◆星座教室

四季の星座を観察します。  
（5月1日号の広報で募集予定）  
▽開催日：6月3日、9月2日、12月2日、3月3日（4回コース）

◆親子手品教室

親子で楽しめる手品を中心に学びます。（9月15日号の広報で募集予定）  
▽開催日：10月21日、28日、11月4日、11日、18日（5回コース）

◆音楽鑑賞会

▽開催日：7月6日（予定）

◆文化講演会

▽開催日：10月（予定）

◆亀田町音楽祭

▽開催日：11月19日（日）  
◆町民文化展

▽開催日：11月2日（木）・3日（金）

◆公民館まつり

▽開催日：3月（予定）

◆川柳の部：4月25日（火）午前10時～午後4時  
公民館101研修室

◆健康の部：4月11日（火）

## 公民館 購入図書

- |       |                 |
|-------|-----------------|
| 山田 詠美 | A2Z             |
| 永 六輔  | 夫と妻             |
| 北原亜似子 | おひで             |
| 俵 万智  | 風の組曲            |
| ピ ー コ | 片目を失って見えてきたもの   |
| 森村 誠一 | 砂漠の駅            |
| 飛鳥部勝則 | 殉教カテリナ車輪        |
| 吉沢 久子 | 素敵な老いじたく        |
| 火坂 雅志 | 壮心の夢            |
| 乃南 アサ | ダメージ=そこからはじまるもの |
| 西村 寿行 | 月を撃つ男           |
| 吉原 賢二 | 夏戸城のロマン         |
| 赤川 次郎 | 秘密のひとつとき        |
| 斎藤 学  | 封印された叫び=心的外傷と記憶 |
| 唯川 恵  | ベター・ハーフ         |
| 郡司ななえ | ペリラの手紙          |

## 【図書室利用時間】

- \*公民館休館日は休み。
- ◇月・木曜=午前9時～午後8時
- ◇火・水・金・土曜=午前9時～午後5時
- ◇日曜・祝日=午前10時～午後4時

## こども映写会

- と き…4月8日（土） 午後1時30分～3時
- ところ…公民館3階視聴覚室
- 題 名…①交通安全だよドラえもん（アニメ）
- ②あれはだれ（アニメ）
- ③走れメロス（アニメ）
- ④王子さまはブタの番人（アニメ）

## 公民館休館日

4月16日

## 町民会館休館日

（老人福祉センターも同じ）  
4月3日、9日、17日、23日、29日、30日

## 郷土資料館休館日

4月1日、2日、9日、10日、15日、16日、23日、24日、29日、30日

## 総合体育館休館日

4月3日、10日、17日

# 亀田町音楽祭への参加者を募集しています！

毎年恒例の亀田町音楽祭が11月19日（日）に開催されます。今年は5周年記念として、参加団体による合同演奏を考えています。音楽を愛し、練習を積み重ねている皆さん、ぜひご参加ください。

- 対 象…①音楽を愛好する団体（カラオケを除く）
- ②実行委員会を組織しますので、参加団体の代表者（1～2名）を出し、運営に協力して下さる団体
- 申し込み…参加団体名、構成員数、音楽のジャンル、代表者の氏名・住所・電話番号をはがきに記入して郵送、または電話で6月1日（火）までに次のところへお申し込みください。

〒950-0195（個別郵便番号のため住所の記載は不要）

亀田町役場 生涯学習課内 音楽祭事務局

381-2111 内線 261



# 4月◆保健・衛生 行事のお知らせ

○印は祝日 ■は閉庁日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

## 乳幼児の健診★母子手帳とアンケートを お持ちください。

会場…保健センター/受付時間…午後1時10分～2時

内容	対象	日時
4か月児健診	平成11年12月生まれ	4月14日(金)
1歳半児健診 ※歯科健診も同日実施します	平成10年10月生まれ	4月18日(火)
3歳児健診 ※尿の検査もあります	平成9年3月生まれ	4月19日(水)

※3歳児健診では、ご家庭での視力検査と聴覚(耳)検査が必要です。早めにアンケートに目を通し、検査してください。

## 指導・相談★母子手帳をお持ちください。

会場…保健センター

内容	対象	日時
母親学級 (1回目)	3月中に届出した妊婦および希望者	4月13日(水) 午後1時20分開始 ※歯科健診も同日実施します
母親学級 (2回目)	1回目終了者および希望者	4月20日(水) 午後1時20分開始
母親学級 (3回目)	原則として8月の受講者 (お父さんも学べる内容です)	4月27日(水) 午後1時20分開始
離乳食講習会	平成11年12月生まれ ※ご都合の悪い方は、該当月以外でも受講できます。	4月11日(火) 午前10時開始
あそびの広場	あそびの広場として開放します。 どなたでもどうぞ。 ※希望者は育児相談もできます。	4月10日(月)・ 17日(月)・24日(月) 午前9時30分～11時

## 健康相談★健康手帳のある方は、お持ちください。

会場…老人福祉センター

内容	対象	日時
健康相談	40歳以上の希望者	4月7日(金) 26日(水) 午前9時30分～正午

## 予防接種

★母子手帳と予診票をお持ちください。

会場…保健センター/受付時間…午後1時30分～2時20分

内容	対象	とき
ポリオ (小児マヒ)	H11年2月～H11年5月生まれ	4月11日(火)
	H11年10月～H11年12月生まれ	4月13日(木)
三種混合 (百日咳 破傷風 ジフテリア)	H11年6月～H11年9月生まれ	4月24日(月)
	H11年6月～H11年9月生まれ	4月12日(水)

※初回3回目より1カ年を経過した方は、追加接種を受けてください。

◎予防接種は、亀田町に住居登録している方だけが受けられます。

◎転入した方は、母子手帳を持って役場となりの保健センターまでおいでください。予診票をお渡しします。

◎病気が特異体質で医師から個別接種をすすめられているなど事情がある場合は、個別接種が受けられますので、保健センターへご相談ください。 ☎381-2111 内線401

## 平成12年から予防接種できる年齢が変わります

内容	変更前	変更後
三種混合	満8カ月～7歳半	満6カ月～7歳半
風しん	満1歳3カ月～7歳半	満1歳～7歳半

※麻しん予防接種は個別接種になります。(対象となる方には、個人通知でお知らせします。)

## 亀田町検診申込書を 各世帯に郵送します

この申込書は、平成12年度に町が実施する各検診の対象者を把握して、後日受診希望者に検診の案内や問診票を送付するためのものです。

郵送される申込書には、平成12年度現在19歳以上になる世帯員が記載されています。ただし、昨年以前の申込書で『申込書不要』に○をつけた方や世帯は除いていますので、希望される方は保健センターまでご連絡ください。

検診を円滑に行うために必要な申込書ですので、「平成12年度亀田町保健事業年間予定表」などを参考に記入して、4月17日(月)までにご返送ください。皆様のご協力をお願いします。

●問い合わせ…保健センター ☎381-2111 内線401～407

## 休日の当番医院と水道当番業者

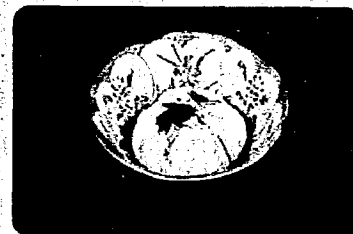
日	当番医院(診療時間 午前9時～午後5時)	当番業者(受付時間 午前8時～午後5時)
1日		小木工業(株) ☎382-3171
2日	林皮膚科(四ツ興野1) ☎381-3111	(株)小野建築設備 ☎382-6489
8日		(有)新和設備工業所 ☎381-5016
9日	源昌医院(向陽1) ☎382-7660	風間建設工業(株) ☎381-4962
15日		(有)佐藤工業所 ☎381-3507
16日	佐藤医院(諏訪3) ☎381-6616	(株)植招工事 ☎382-6355
22日		(有)サンエツ工業 ☎382-3146
23日	みどり町内科(緑町2) ☎382-5225	(株)宏栄工業 ☎381-5184
29日	富樫耳鼻科(四ツ興野1) ☎381-7373	(有)新設工業所 ☎381-4633
30日	片桐医院(水道町1) ☎381-3320	小木工業(株) ☎382-3171

※亀田第一病院(西町2)では、当日直医がいますので、緊急の場合、診療に応じます。 ☎382-3111

※休日(土曜日を含む)の水道管の破裂・漏水のときに、連絡してください。

## 食推からこんにちは!

チーズを使っていますが、和風の出来上がりになります。年配者にも食べやすい一品です。



### ◆カッテージチーズ

【材料(6人分)】\*1人分約114kcal

- ・カッテージチーズ 1箱 (200g)
- ・卵白(泡立てる) 1個分
- ・片栗粉 大さじ1
- ・鶏ひき肉 150g
- ・いんげん(みじん切り) 大さじ1
- ・生シイタケ(みじん切り) 大さじ2
- ・しょうゆ 少々
- ・卵黄 1個分
- ・卵白(泡立てる) 1個分
- ・ラップ 適宜
- ・輪ゴム //
- ・だし汁 1カップ
- ・みつは 12本
- ・片栗粉 少々
- ・塩 少々

### 【作り方】

- ①Aの材料をよく混ぜ合わせ、6等分する。
- ②カッテージチーズに卵白と片栗粉を混ぜ合わせ、6等分する。
- ③ラップの上に②を丸く広げてのせ、①の肉あんを包むようにして茶巾の形にしぼり、輪ゴムで止める。
- ④③を蒸し器で20分～30分蒸し、ラップをとって器に盛る。
- ⑤Bの出し汁に片栗粉でとろみをつけ、刻んだみつはを加えてあんを作る。これを④の上からかけて出来上がり。

## 献血車ゆうあい号がきます

- ◆と き…4月21日(金)
- ◆受付時間…午前10時～正午、午後1時～3時
- ◆会場…保健センター

※今回は全血献血です。ご協力いただける方は、受付時間の中でご自分の都合のよい時間(献血は、受付から20分ほどで終わります)に直接会場へおいでください。

◆問い合わせ…保健センター ☎381-2111 内線402

# 町の 天使たち

1歳半児健診より



# 住民の動き

## 亀田町の人口

32,479人 (-21人)  
 男 15,760人 (-14人)  
 女 16,719人 (-7人)  
 世帯数 10,255世帯 (-5世帯)  
 ※平成12年3月1日現在の住民登録人口。( )内は前月比

### すこやかに

(1月届出)

航 <sup>くわ</sup> 之 <sup>の</sup> 介 <sup>け</sup> え	海 <sup>かい</sup> 津 <sup>しん</sup>	哲 <sup>てつ</sup> 史 <sup>し</sup>	東 <sup>とう</sup> 本 <sup>ほん</sup> 町 <sup>ちやう</sup> 四 <sup>し</sup>	11
洗 <sup>せん</sup> 太 <sup>たい</sup> え	速 <sup>すみ</sup> 水 <sup>すい</sup>	亨 <sup>かう</sup>	東 <sup>とう</sup> 町 <sup>ちやう</sup> 一 <sup>いち</sup>	15
美 <sup>み</sup> 那 <sup>な</sup> え	神 <sup>かみ</sup> 田 <sup>だ</sup>	生 <sup>せい</sup> 福 <sup>ふく</sup>	袋 <sup>ふくろ</sup> 津 <sup>しん</sup> 一 <sup>いち</sup>	29
榮 <sup>えい</sup> 莉 <sup>り</sup> え	丸 <sup>まる</sup> 山 <sup>さん</sup>	直 <sup>ちき</sup> 子 <sup>こ</sup>	水 <sup>みづ</sup> 道 <sup>だう</sup> 町 <sup>ちやう</sup> 三 <sup>さん</sup>	34
舞 <sup>まい</sup> 希 <sup>き</sup> え	樋 <sup>ひ</sup> 口 <sup>くち</sup>	昌 <sup>まさ</sup> 章 <sup>ちやう</sup>	鶴 <sup>つる</sup> ノ <sup>の</sup> 子 <sup>こ</sup> 二 <sup>に</sup>	38
咲 <sup>さき</sup> 希 <sup>き</sup> え	堀 <sup>ほり</sup> 内 <sup>ない</sup>	収 <sup>おさ</sup>	向 <sup>むか</sup> 陽 <sup>やう</sup> 一 <sup>いち</sup>	54

# 言葉の履歴書

## 〈みどりの黒髪〉

「みどりの黒髪」といえば、つやのある若々しい黒髪のこと。髪の色が緑がかった黒というわけではなく、もちろん緑色に染めた髪のことでもありません。

この「みどり」という言葉は、古くは草木の新芽を指し、「みどり立つ」といえば、春になって新芽が真っすぐ上に伸びている様を意味しました。江戸初期に刊行された『日葡辞書』では、日本語「ミドリガタツ」がポルトガル語で、「木々の新芽が出る」と訳されています。つまり「みどりの黒髪」は、新芽のように若々しい黒髪というわけなのです。

幼児を「みどりご」というのも、「みどりの黒髪」と同様で、顔色のよくない子を指すわけでもなく、おしりに青いあざ(蒙古斑)があるための呼び名でもありません。「緑児」は、もともと新芽のように生まれ出たばかりの赤ちゃんという意味の言葉でした。

赤ちゃんは、体が赤みがかかっているとところから、「赤子」と呼ばれますが、赤子イコール緑児というわけでは

(2月生まれ)

蒼 <sup>そう</sup> え	小 <sup>せう</sup> 林 <sup>りん</sup> 神 <sup>かみ</sup> 一 <sup>いち</sup>	五 <sup>ご</sup> 月 <sup>げつ</sup> 町 <sup>ちやう</sup> 三 <sup>さん</sup>	55
史 <sup>し</sup> 弥 <sup>や</sup> え	齋 <sup>さい</sup> 藤 <sup>とう</sup> 英 <sup>えい</sup> 彦 <sup>ひこ</sup>	船 <sup>ふね</sup> 戸 <sup>こ</sup> 山 <sup>さん</sup> 三 <sup>さん</sup>	23
優 <sup>ゆう</sup> 里 <sup>り</sup> え	小 <sup>せう</sup> 坂 <sup>さか</sup> 井 <sup>い</sup> 豊 <sup>ゆたか</sup>	元 <sup>もと</sup> 町 <sup>ちやう</sup> 三 <sup>さん</sup>	24
祐 <sup>ゆう</sup> 太 <sup>たい</sup> え	村 <sup>むら</sup> 山 <sup>さん</sup> 幸 <sup>ゆき</sup> 司 <sup>し</sup>	元 <sup>もと</sup> 町 <sup>ちやう</sup> 三 <sup>さん</sup>	24
真 <sup>ま</sup> 利 <sup>り</sup> 奈 <sup>な</sup> え	小 <sup>せう</sup> 泉 <sup>いずみ</sup> 崇 <sup>たか</sup>	城 <sup>しろ</sup> 所 <sup>しよ</sup> 二 <sup>に</sup>	24
佑 <sup>ゆう</sup> 亮 <sup>りやう</sup> え	榎 <sup>えの</sup> 並 <sup>なみ</sup> 世 <sup>せ</sup> 志 <sup>し</sup> 男 <sup>おとこ</sup>	荻 <sup>あし</sup> 曾 <sup>そう</sup> 根 <sup>ね</sup> 四 <sup>し</sup>	25
裕 <sup>ゆう</sup> 太 <sup>たい</sup> 朗 <sup>らう</sup> え	大 <sup>だい</sup> 倉 <sup>くら</sup> 正 <sup>まさ</sup> 弘 <sup>ひろ</sup>	荻 <sup>あし</sup> 曾 <sup>そう</sup> 根 <sup>ね</sup> 一 <sup>いち</sup>	25
柚 <sup>ゆず</sup> 芽 <sup>め</sup> え	伊 <sup>い</sup> 藤 <sup>とう</sup> 浩 <sup>こう</sup> 彦 <sup>ひこ</sup>	新 <sup>しん</sup> 明 <sup>めい</sup> 町 <sup>ちやう</sup> 四 <sup>し</sup>	26
空 <sup>くう</sup> え	相 <sup>さう</sup> 良 <sup>りやう</sup> 明 <sup>めい</sup> 博 <sup>はく</sup>	砂 <sup>すな</sup> 岡 <sup>おか</sup> 四 <sup>し</sup>	33
大 <sup>だい</sup> 和 <sup>わ</sup> え	柳 <sup>やなぎ</sup> 沼 <sup>ぬま</sup> 良 <sup>りやう</sup> 博 <sup>はく</sup>	城 <sup>しろ</sup> 山 <sup>さん</sup> 二 <sup>に</sup>	36
友 <sup>とも</sup> 紀 <sup>き</sup> え	小 <sup>せう</sup> 澤 <sup>ざわ</sup> 正 <sup>まさ</sup> 弘 <sup>ひろ</sup>	所 <sup>しよ</sup> 島 <sup>しま</sup> 二 <sup>に</sup>	37
優 <sup>ゆう</sup> 斗 <sup>と</sup> え	菊 <sup>きく</sup> 地 <sup>ぢ</sup> 広 <sup>ひろ</sup> 行 <sup>かう</sup>	茅 <sup>ちやう</sup> 野 <sup>の</sup> 山 <sup>さん</sup>	41
日 <sup>ひ</sup> 菜 <sup>な</sup> 子 <sup>こ</sup> え	石 <sup>いし</sup> 澤 <sup>ざわ</sup> 直 <sup>ちき</sup> 之 <sup>の</sup> 長 <sup>なが</sup>	瀉 <sup>げつ</sup> 山 <sup>さん</sup> 四 <sup>し</sup>	46
輝 <sup>き</sup> 美 <sup>み</sup> え	浅 <sup>あさ</sup> 野 <sup>の</sup> 泰 <sup>たい</sup>	城 <sup>しろ</sup> 山 <sup>さん</sup> 四 <sup>し</sup>	49
笑 <sup>わら</sup> 子 <sup>こ</sup> え	鈴 <sup>すず</sup> 木 <sup>き</sup> 孝 <sup>かう</sup> 広 <sup>ひろ</sup>	城 <sup>しろ</sup> 所 <sup>しよ</sup> 一 <sup>いち</sup>	50
結 <sup>むす</sup> 香 <sup>か</sup> え	阿 <sup>あ</sup> 部 <sup>べ</sup> 隆 <sup>りゆう</sup> 司 <sup>し</sup>	中 <sup>なか</sup> 島 <sup>しま</sup> 一 <sup>いち</sup>	51
大 <sup>だい</sup> 樹 <sup>じゆ</sup> え	西 <sup>せい</sup> 山 <sup>さん</sup> 健 <sup>けん</sup> 成 <sup>せい</sup>	五 <sup>ご</sup> 月 <sup>げつ</sup> 町 <sup>ちやう</sup> 三 <sup>さん</sup>	55
	赤 <sup>せき</sup> 石 <sup>せき</sup> 沢 <sup>ざわ</sup> 進 <sup>しん</sup>	四 <sup>し</sup> ツ <sup>つ</sup> 興 <sup>こう</sup> 野 <sup>の</sup> 三 <sup>さん</sup>	58

### ごめいふく

(3月前半届出)

故人	世帯主	町名区
成田傳三郎(92)	本人	本町四区
井越フジミ(79)	政昭	城山二区
加藤 徳治(82)	誠	緑町三区



### 住民介護入門講座のご案内

一般の方を対象とした、高齢者介護に関する知識や技術の習得、福祉用具についての理解を深めるための講座です。

※掲載を希望されない方は、届出の際に住民課窓口までお申し出ください。  
 ※掲載漏れがあった場合、企画課広報係までご連絡ください。

- 開催日(各回とも連続する金曜日)
- ・第1回：4月21日、28日
- ・第2回：5月12日、19日
- ・第3回：6月16日、23日
- ・第4回：7月14日、21日
- ・第5回：8月4日、11日
- ・第6回：9月22日、29日
- ・第7回：10月20日、27日
- ・第8回：11月17日、24日
- ・第9回：12月8日、15日
- ・第10回：平成13年1月19日、26日
- ・第11回：平成13年2月16日、23日
- ・第12回：平成13年3月2日、9日
- ※時間は各回午後1時30分～3時30分
- 会場：新潟ユニゾンプラザ
- 定員：各回20人程度(先着順)
- 受講料：無料
- 申し込み・問い合わせ：受講希望者は、各回初日の1週間前までに電話で次のところへお申し込みください。その際、受講回数(受講日)、住所、氏名、電話番号をお知らせください。
- ▽社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会 介護実習・普及センター
- ☎281-5525
- ※受付時間は、祝日を除く月～金曜日の午前8時30分～正午、午後1時～5時までです。